

平成27年度 第2回 国地方係争処理委員会

平成27年9月14日

【小早川委員長】 それでは、ちょうど定刻となりましたので、平成27年度第2回の国地方係争処理委員会を始めます。

本日の委員会は、地方分権改革の最近の動きと、それから社会保障・税番号制度の、それぞれに関して、報告をしていただきたいと思います。

なお、本日の委員会につきましては、審査申出の関係ではなくて、報告案件のみでありますので、公開で行うことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【小早川委員長】 それでは、議事に移りたいと思います。最初に、それでは地方分権改革の最近の動きについて、境行政課長から説明をお願いいたします。

【境行政課長】 それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。地方分権改革の最近の動きについて、まとめたものでございます。

おめくりいただきまして、1ページが分権改革のこれまでの経緯をまとめたものでございまして、平成5年に衆参両院で分権の推進に関する決議がなされて以降、第1次分権改革を、平成7年の地方分権推進法、その後に行われました通称諸井委員会で検討いただきまして、5次にわたる勧告をいただいて、この勧告に基づきまして、平成11年に地方分権一括法が成立したと。ここまでは、第1次の分権改革ということでございます。

その後、森、小泉内閣のときに、分権改革推進会議でいろいろございまして、その後、また18年に分権改革推進法がございまして、丹羽委員会、分権改革推進委員会がございまして、ここで4次にわたる勧告をいただいたということで、第2次分権改革がスタートしたということになっております。

これに基づきまして、23年4月以降、5次にわたる一括法が成立しております。最近でいきますと、平成26年の5月に4次一括法がございまして、今年の6月に5次一括法が成立したということになっております。1次、2次、3次と、義務付け・枠付けの見直し、それから県から市町村への権限移譲ということで、内容が推移してまいりましたけれども、4次は、国から地方への権限移譲、それから県から指定都市への権限移譲というものが盛

り込まれたのが大きな特徴でございます。その後、26年から提案募集方式というのが始まりまして、27年の5次一括法には、この提案募集方式の成果も盛り込まれているということになっております。

その5次一括法であります、2ページのところを御覧いただきますと、5次一括法は、26年から導入しました提案募集方式におけます地方公共団体等からの提案等を踏まえまして、対応方針を1月に閣議決定いたしまして、これに基づきまして、19法律を一括改正して分権を進めるという法律になっております。

主な改正内容は中段の箱のところがございますけれども、国から地方公共団体への事務・権限の移譲、それからBのところの県から指定都市等への権限移譲、あわせて義務付け・枠付けの見直しを行っておりますが、5次一括法の目玉といたしますのは、Aの国から地方公共団体への移譲のうち、特に農地転用許可の権限移譲、これが長年、地方団体の悲願というか、ずっと要望してきたものでございまして、これが盛り込まれたというのが、5次一括法の大きな目玉ということになっております。

おめくりいただきまして3ページであります、改正した19法律の一覧でございますが、このうち、Aの2つ目のところにあります農地法と農業振興地域の整備に関する法律、この関係が、いわゆる農地転用許可に係る権限移譲に関連する部分でございまして、その内容を簡単にまとめたものが4ページでございます。

内容としましては、これまで農地転用許可の権限移譲を地方公共団体に行いますと、優良農地が保全されないとか、あるいは農地の総量確保が危うくなるといった懸念が言われていたということがありまして、なかなか権限移譲が実現しなかったという背景がありますが、今回の権限移譲につきましては、転用許可の権限移譲とあわせて、左の箱のところにありますような、農地の総量確保のための仕組みの充実というものを国と地方があわせてやっていきたいと思います、あわせて改正されているというのが大きな特徴かと思えます。

左のところでは、マルのところにありますけれども、国と地方が農地の総量確保について政策目標を共有して、相互に協力して目標管理の仕組みを入れていくといった仕組みができておりますし、こういうことを背景にして、右側のところにありますような権限移譲、具体的には2ヘクタールから4ヘクタールの農地転用に係る国協議は廃止ということで、基本的には県の権限に移すと。4ヘクタール超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、国から県に移譲をするということ。あわせて、農林水産大臣が指定

する市町村、いわゆる指定市町村と、この右下のポンチ絵では、縦に指定市町村というのが伸びていますが、農林水産大臣が指定する市町村に、県と同様の権限を移譲できるという仕組みが盛り込まれております。この仕組みは28年4月1日施行ということになっておりまして、来年の春からの施行ですので、今、これに向けてさまざまな手続が進められているということでございます。

具体的に申し上げますと、次の5ページのところにありますけれども、農地転用許可権限に係ります指定市町村の指定基準を、今、検討会をつくって検討しているということございまして、小早川委員長もお入りいただいている検討会、それから地方団体の代表も入っていますが、ここで具体的に指定市町村の指定基準について、今、検討がなされているということでもあります。

スケジュールとしましては6ページにありますけれども、年内には取りまとめをして、そして来年春からの施行に備えるという形で、今、検討が進められているというものでございます。

このような指定の仕組みといたしますのは、7ページにございますけれども、4次一括法のときにも、自家用有償旅客運送、これはいわゆる、下の米印のところに書いていますけれども、なかなかバスとかタクシーがないようなところについて、地域住民の生活維持のために、市町村とかNPOなどが自家用車を利用して有償で旅客運送ができると、こういう制度ですけれども、その権限を希望する市町村に移譲をするという仕組みを入れておりますけれども、そのときに、左下の箱のところにありますが、道路運送法施行令で指定都道府県あるいは指定市町村という形で指定をして、そこに権限移譲をするといった仕組みが盛り込まれております。分権の際に大臣が指定をするところに移譲をするという形の権限移譲の仕組みというのは、4次一括法にもこういう例がありますということでございます。

それから27年のこれからの分権改革についての検討状況であります、8ページのところにございますが、提案募集を26年に引き続いてやっております、6月の10日まで提案募集の受付をやりまして、現在、中段のところにありますけれども、提案募集検討専門部会、ここで集中的な調査・審議をするということになっております。

全体の項目数が非常に多うございまして、334件の提案がございました。この中で重点事項というのを52件ほどピックアップしまして、そこで集中的な調査審議をやるということになっています。8ページの下のところにあります、12月に分権改革推進本部

を開いて、閣議で対応方針を決めると。これに基づいて、必要なものは法律改正をするという段取りになります。

おめくりいただきまして9ページのところですが、今申し上げましたように、27年の提案総数が334件、この中で重点事項として、ちょっと濃い色がついていますけれども、52件をピックアップして、ここで52件について、下のほうの米にあります。検討専門部会で調査審議を行うということになっております。

この重点事項がどういう基準で選んでいるのかというのが次の10ページにございまして、地方創生の観点、それから分権改革の取り組みを加速・強化するとか、あるいは住民サービスの向上や適切な実施に直結するとか、あるいは今年の積み残しみたいなもの、こういうものをメルクマールにして、件数を絞って重点的に検討をするということで、現在、検討が進められているという状況でございます。

以上、分権改革の最新の動きについて、簡単に御説明をさせていただきました。私からは以上です。

【小早川委員長】 どうもありがとうございました。

それでは次に、社会保障・税番号制度について、これは篠原住民制度課長から御説明をお願いします。

【篠原住民制度課長】 それでは資料2に基づきまして、御説明を申し上げます。この委員会で2年前の夏にも、一度御説明を当時の状況ということでさせていただきましたけれども、施行前ということにいよいよなっまいりまして、改めて今の進捗状況、現在の状況ということで、御説明を申し上げたいと思います。

1ページお開きいただきますと、制度の概要が書いてございます。マイナンバー制度というのは、複数の機関に存在する特定の個人の情報を、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であるということで、これをもって、この社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するということを目的としているということでございます。そのために個人番号というものを、12桁でございますが、これをご通知申し上げる、住民の皆様でございますね。それから個人番号カード、これは申請によりということですが、顔写真つきの個人番号カードを交付するという。そして、個人番号以外に13桁の法人番号、これは法人のみならず、納税義務のある方々には、法人には付くんですが、国税庁長官からそういう通知が10月以降来るということでございます。

また、これに伴いまして、やはり御懸念の向きの個人情報保護という観点も、非常に厳しく今回はいろいろ規制・制限をさせていただいているということでございます。それを前提として、そういう守られた情報について、安全な形で情報連携をしていくという形でございます。

個人番号の利用分野といたしまして、下に書いてございますとおり、社会保障、税、災害対策。社会保障につきましては、年金、労働、福祉、医療、その他分野と広く使うということでございまして、自治体の関係では、下に赤字で書いておりますけれども、番号法9条2項によりまして、自治体が条例を定めれば、自治体の独自事務としての社会保障、地方税、防災、こういった事務でもマイナンバーが使えると、こういう仕組みでございます。

あと2ページ目は、こういう番号法が平成25年の5月に通っているわけですが、今回、個人情報保護法の改正とともに、この番号法、番号利用法ともいいますけれども、改正案が今回出てまいりまして、今国会、当初は5月にも通過かと思ったんですが、年金機構の年金情報漏洩問題がございまして延びましたけれども、このたび9月の下旬に、これが可決成立をしているところでございます。

その内容を、ここでは御説明申し上げます。一つは個人情報保護法の改正でございますが、個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正ということで、一番大きいのは、今、マイナンバーの取り扱いで決められております特定個人情報保護委員会という組織、これを一般的な個人情報保護に広げるということで、第三者機関・三条委員会として個人情報保護委員会を設置するというものがございます。

また、これに合わせまして、このマイナンバー法のほうの改正もありまして、後ほど御説明いたしますが、金融分野、医療分野等における利用範囲の拡充等をさせていただいたところでございます。

背景ということでは、どちらかという個人個人情報保護の観点というか、有用性の利用という観点から、現在、膨大なパーソナルデータの収集・分析というビッグデータ時代が到来した中で、どうしても個人情報の取り扱いの曖昧さ、グレーゾーンが出てきていると。これを保護と利活用のバランスを図りながら使っていくにはどうしたらいいかと。これとともに、ベネッセ等における名簿屋問題等もございましたので、その対応もしたいということでございました。

対応として、個人情報の定義を明確化することによりグレーゾーンを解決いたしまして、

また、匿名加工情報ということで誰の情報かわからない形にいたしますと企業の自由な利活用も認めると、こういうことにしたわけでございます。また、名簿屋問題対策としては、必要に応じて個人情報の流通経路をたどることができるようにして、不正に提供した場合の罰則を設けたということでございます。

3 ページ目に、番号法の改正について載っております。一つは預貯金付番に係る法整備の概要ということで、今回の改正によりまして、新たに預金保険、ペイオフで1,000万円までは保護しますというのがありますけれども、そこでマイナンバーを利用できるということにするとともに、その中で国民年金法、国税通則法等も改正いたしまして、銀行等に対する社会保障制度の資力調査、あるいは国税・地方税の税務調査で、マイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるような所要の措置を講じております。公布の日から3年を超えない範囲内ということで、これは準備が整い次第、時期を決めて施行ということでございますが、その内容でございます。

下にありますように、行政機関等で、この法律の改正によりまして、特に社会保険・保障給付関係で、マイナンバーが付された預金情報の提供を求めることができるようになります。また、先ほど申し上げた預金保険機構が、個人番号を利用できる実施者といった形で定められるということございまして、これに伴いまして銀行のほうは、国税通則法の改正によりまして、右側の真ん中あたりでございますけれども、照会に対応することができるように、預金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を課しております。

ただ、下のほうでございますけれども、預金者は銀行等からマイナンバーの告知は求められておりますが、法律上、告知義務は課されないという微妙な形になってございます。また、付番開始後3年を目途にしましたとございますけれども、必要と認められるときには、この付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を、この附則に規定がされているところでございます。

これにあわせまして、医療等分野におけるマイナンバーの活用ということで、一つは4 ページ目の上のほう、メタボ検診、特定健康診査情報、これが現在、義務付けられておりますけれども、これはデータの受け渡し、個人の方が転職などされて健保組合が変わった場合でも、そのデータが引き継がれて、より効率的な検診情報の管理をしたいということで、引き継ぎが可能なように、マイナンバーの利用ができるように規定を整備したということでございます。

もう一つは4ページ目、下でございますけれども、お子さんとか、お年寄りもそうかもしれないませんが、予防接種の履歴。これは何遍やったかとか忘れてしまうということもございまして、この辺の引き継ぎが、例えば転出などした場合に、甲市から乙市に引き継がれると。このための情報連携ができるような規定を設けておるということでございます。

これについては、上のほうは平成28年1月、個人番号利用と同時に施行されますし、下のほうは情報連携の始まる平成29年7月から施行されるということでございます。

次のページでございますが、5ページ目でございます。上の方は、これは分権の提案募集方式で大分県から出てきた要望を踏まえ、改正をしているものでございまして、現状で公営住宅の入居申請にマイナンバーの利用ということが可能なわけでございますけれども、これだけではなくて、類似の特定優良賃貸住宅の管理についてもマイナンバーを使わせてほしいという要望がございましたので、これもあわせて使えるという形の改正をしたわけでございます。

この下のほうは、専ら私どもから要望したというか、住基法の改正をしてございます。これは何かといいますと、若干技術的なのでございますけれども、住基法の中で本人確認情報、これはマイナンバー法の法定事務であれば、番号法の14条2項の規定によりまして、各利用機関というのは地方公共団体情報システム機構に対して、本人確認情報、特定個人情報を聞けるわけでございますけれども、マイナンバーの独自利用ということで地方公共団体が条例を定めた場合には、それを機構に対して聞ける根拠規定がございません。

この根拠規定がないばかりに、私どもが考えましたのは、都道府県がこの事務をやって、都道府県に情報がございまして、47都道府県が全て条例を定めれば、独自利用事務で各自治体の特定個人情報を欲しいところに適用できるということで、そういうお願いを都道府県にしておったんですけれども、それはあまりに手間だということございまして、今回、法律を改正いたしまして、地方公共団体が条例を定めた場合でも、そういった独自利用事務について、機構のほうでそういった特定個人情報を提供できると、こういう改正をしたわけでございます。これも即、28年1月からこれをやるということでございます。

それで6ページ目でございますが、これは以前もちょっと御説明申し上げましたけれども、社会保障・税番号制度のイメージでございます。個人番号は、下の市町村住基台帳に記載された住民票コードを元に生成します。こちらのほうで住民票コードから、左下におきます地方公共団体情報システム機構のほうに住民票コードを投げますと、個人番号をつくりまして市町村にお渡しをする。市町村はそれを個人の方に通知カードということで通

知をするという、右上の個人の方にお渡しをするということでございます。それ以降は個人の方は、来年1月からですけれども、いろいろな給付申請、税の申告等に、個人番号を記入するというのでしていただくわけでございます。

ただ、そういったデータの連携につきましては、同じ個人番号を使いますとキーが見えることになりますので、そういった措置はとらず、見えない符号というものをつくります。それもやはり左下にあります住民票コードから符号をつくりまして、各機関でそれぞれ異なる符号、符号A、B、Cとございますが、そういったものを振ることによりまして、それぞれの機関同士ではわからない、ネットワークシステムを通じて初めてわかるデータマッチングの仕組みをつくるわけでございます。

データマッチングにつきましては、ネットワークシステムの中でアクセス記録が残りますので、それをマイナポータルという個人の方が見えるところに書き出しますので、個人の方が個人番号カードを使ってログインいたしますれば、インターネットを通じてアクセスログが確認できて、自分の情報をいつ誰がどう見たかということがわかる仕組みでございます。

7ページ目でございます。こういった仕組みのために、現在、自治体のほうでもスケジュール、システム改修を行っているわけでございます。下のほうの2つの欄が自治体のスケジュールでございますけれども、まず10月5日の付番に向けましては、全て改修が終わっております。今は連携テストの最終段階をやっておりまして、先週土曜日12日に最終のリハーサルというか、送り先の情報のリハーサルをいたしまして、順調に進んでいるところでございます。

ただ、もう一方のデータ連携は、29年1月あるいは7月からですので、それに向けては、まだシステム改修中でございます。今年いっぱいシステムを改修し、来年からはテストに入っていくと、こういうスケジュールでございます。

8ページ目を御覧いただきますと、こういった形で進んでおりますけれども、やはり国民の皆様の御懸念としては、ここに書いてありますように、個人番号が漏洩し悪用されるのではないかと、なりすまし犯罪が頻発するのではないかと、国家が一元管理するのではないかと、プライバシーを侵害するのではないかと、こういったことがございます。

私どもは、当初からこういった御懸念に対して、いろいろな研究会を設けまして検討してまいりまして、特に右側にあります住基ネットの最高裁合憲判決、平成20年の3月6日に出されておりますけれども、この条件をクリアする形で、制度上の保護措置、シス

テム上の安全措置をとってきたわけでございます。番号法に事細かに、その規制、目的外利用の禁止等を書いてございまして、罰則も強化しておりまして、これが民間事業者がかなり重荷になっているところがあるのかもしれませんが、こういった形で守っていくという形でございます。また、システム上の安全措置ということで、一元管理でなく分散管理等、いろいろな措置を講じているところでございます。

次のページを御覧いただきますと、今申し上げた一元管理と分散管理のお話でございます。よく番号で一元管理とか、全てデータが芋づる式に流出していくみたいな話がございますけれども、今回の仕組みは、真ん中に共通データベースをつくりまして、そこから情報を取っていくという仕組みではございません。もしこういった方式をとりますと、共通データベースが漏れますと全ての情報が流れていくわけでございますが、今回は右側の分散管理ということで、それぞれの機関が持っている情報は相変わらずそれぞれの機関が持っておりまして、必要な都度だけ照会・提供を行うという仕組みでございますので、1個が破られたからといって、全ての情報が全てに流れるという形にはなっていないわけでございます。

次に10ページ目でございますけれども、ちょっと具体的なものとして出てきますが、マイナンバーに関する送付物一式、これは10月中旬から11月いっぱいにかけて、皆様方のところに各世帯単位でお送りするものでございます。まず送付される封筒、表、裏とございます。転送不要の簡易書留ということでございまして、点字対応、「まいなんば一つうち」と点字してあったり、音声コードで視覚障害者の方にもわかるようにしているということでございます。

11ページ目を御覧いただきますと、中に入っているものでございます。封入されているもの、宛名台紙と、それから通知カード、これが一番肝心なものでございますけれども、それと、これは一体何だということが言われますので、説明用パンフレット、8ページ3つ折を入れております。また、個人番号カード申請書も料金後納郵便ということで出していただけるように、返信用の封筒も入れているところでございます。

12ページ目が、実際に送られる通知カード・個人番号カード交付申請書の様式でございます。上の方をミシン目に沿って切り取っていただくと通知カードとして使えるという形でございます、下のほうが個人番号カード交付申請書等になっているということでございます。

これは表、裏の絵になっておりまして、通知カードのほうは、左側のちょっと上の方、

白黒すき入れという透かしが入っております。桜図案なんです、国立印刷局の精巧な、お札と同じ透かしが入っております。したがって、偽造ができないと。これ見れば、本物か偽物かわかるということでございます。また地紋印刷、マイクロ文字、コピー牽制等も入っております。

右上に書いてありますように、簡易書留による郵送で、ポストに投函ではなく、郵便局員の手渡しでございます。住民票コードは普通郵便でございましたので、ポストに入れて、見えるじゃないかなんていう批判もありましたけれども、今回は手渡しでお渡しをするということでございます。

個人番号カードを交付申請される方は、裏面の顔写真、4.5×3.5のサイズの写真を貼付し、申請日と氏名を自署いただきまして、あと表面に電話番号・連絡先を書いていただいて、お出しいただければ結構です。また、それも面倒だという方は、表側でQRコードが下についてございます。ここからスマートフォンで読み取りいただきますとアプリが起動いたしますので、そこで写真をお撮りいただくなり、あるいはスマートフォンに入っているファイルの自分の写真をお送りいただければ、それで申請はオーケーでございます。

13ページ目を御覧いただきますと、今度はちょっと、こういった通知カードは住民票上の住所にお送りするわけでございますけれども、居所登録ということで、住民票の住所に住めない方々がいらっしゃるということで、一つは東日本大震災による被災者の方で、やむなく住所地以外の居所に避難されている方。また、DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者で、本来であれば住所も移していただいて、そこで申請を受けていただきたいんですが、それも不安だという方もいらっしゃいますので、住所地以外の居所に移動されている方々。また、住民票上の住所に住んでおられて、そこで例えば急病等でそのまま病院とかに長期に入院されておられる方とか、手術で入院されている方は、ひとり暮らしの場合、住民票住所に届きませんので、こういった方々にも、病院の方にもご協力いただいて、居所登録をお願いしております。8月24日から9月25日までと、とりあえずは登録期間を定めておりまして、この間に登録いただければ初めの一斉通知に間に合うということで、今、呼びかけを一生懸命しているところでございます。

裏面御覧いただきますと、申請方法ということで、これはダウンロードもできますし、いろいろなところに置いておりますが、記入欄、ご自身の情報と、プラスどういった理由でやられるかというチェックをしていただいて、あと、この提出書類、添付書類、本人確認書類等をつけていただいて、持参または郵送ということで、住民票上の市区町村にお届

けをいただくということでございます。

14ページ目でございます。こちらのほうは個人番号カードの様式、申請・交付（案）でございます。表面、先ほども御覧いただきましたけれども、偽造防止をいろいろつけてございます。これもパールインキとかレーザーエンブレブとか、住基カードに比べても非常に偽造しにくい形の工夫がされております。また、ICチップの中には券面情報が入っておりますので、それを読み込めば、表面が偽造されているかどうかともわかるということでございます。ICチップ内には、電子証明書、それからいろいろなアプリ、空き領域もございまして、申請いただければ、1月以降、交付をする。交付手数料は無料ということでございます。

また、後ほども述べますけれども、いろいろ番号が書いてあったり、実は健康保険証に使えますので、表面の下側には、ちょっと字が小さくて見にくいですが、臓器提供意思欄が書いてございます。それから性別が表面にございますけれども、性別についても、LGBTの方々が見るのが非常に苦痛だというお話もございまして、国会でも取り上げられましたので、この性別欄、それから表面の臓器提供意思欄、それから裏面の個人番号、これを隠すケースを一緒におつけするというところもございまして、そういった形で安心・安全にお使いをいただきたいと考えているわけでございます。

身分証明書でも使いますので、ただ例えばレンタルビデオショップとかに行くと、表面ケースのままお出しただけであればいいので、それであえて取り出すという行為をされたら、それは何しているんですかと言えらるわけですし、そういう形で、ケースつきでお使いいただければと考えております。

次の15ページ目でございますけれども、申請された方々には、市区町村からこのはがきが届きます。ちょっと見づらいんですが、裏面の上の方にちょっと空欄がございまして、これも、何月何日までにと書きますので、そこで交付期間を調整をさせていただいて、この期間に市区町村のほうにご来庁いただければと思います。一度は本人確認が必要ですので、役所のほうに来ていただくこととなります。

それから16ページ目でございますけれども、ちょっとチラシが縦になっているので恐縮でございますけれども、一応、企業や学校等でまとめて申請いただけるということで、勤務先や学校等で一括申請は可能でございます。また、より市区町村のほうの手厚く、ケース2と書いておりますけれども、その場で出向いていきまして、その場で本人確認を済ませれば、あえて役所のほうに取りに来なくても、本人限定受取郵便でお届けをするとい

ったことも可能でございますので、ぜひこういった一括で取りまとめて取っていただきたいと。

これはなぜかといいますと、勤務先企業は必ず個人の方から番号を聞き取る義務が出てきますので、そういう本人確認もたやすくできる個人番号カードで取るメリットがあるということもございまして、こういった呼びかけをしているところでございます。

次のページでございますが、そういった個人番号を普段持ち歩くのは非常に危険ではないかという新聞報道が多々なされているわけでございますけれども、ここに書いてありますように、これは前回もちょっと御説明申し上げましたけれども、ICチップの中には、そういったプライバシー性の高い個人情報が記録されることはございません。記録される容量もございません。128Kバイト、半分はもう既存のアプリ使っておりますので、せいぜい入って、利用者IDというIDが20個、30個入る程度でございます。

結局そのIDを読み取って、それぞれの使われる行政機関・企業のサーバーのほうで、そういう肝心な情報はございますので、ICチップを落としたからといって、何かが読み出せるというものではないということでございます。ここに書いておりますように、地方税関係情報、年金関係情報等の特定個人情報は記録をされていないということでございます。

また、マイナンバーカードでやると、マイナンバーがどんどん流出していくんじゃないかと、流れていくんじゃないかと言われておりますけれども、電子証明書というICチップの中では個人番号は用いておりません。電子証明書とまた別の仕組みでございまして、むしろそういうICチップ付きのカードに、ちょっと言葉はあれですが、たまたま個人番号が載っているという形でお考えいただいたほうだいいのかなと考えております。

次の18ページ目でございますけれども、紛失しても安心と。安心はちょっと言い過ぎかもしれませんが、カードを紛失しても、24時間365日体制のコールセンターを設けております。したがって、本人が気づいた場合、あるいは本人が気づかなくても、第三者が拾得した場合、コールセンターにご連絡いただければ、すぐに機能を止めさせていただきます。警察のほうにもそれは連絡してございまして、もし届けがあった場合にはそういう連絡をするようにということで、お伝えいただきたいと思っております。

それから、本人が気づかない場合で悪用しようとしても、一つは券面の偽造防止策がかなり厳格にされております。また、PINというパスワードを入れなくちゃいけない仕組みなんですけど、3回間違えるとカードをロックされるということでございますし、ICチッ

プ自体がそもそも耐タンパー性がございまして、中を無理やり読もうとすると、それ自体が壊れてしまうという仕組みでございまして、悪用はできないということでございます。

次のページでございます。次は個人番号カードと住基カードの関係でございます。長らく愛用されてまいりました住基カードでございますけれども、28年1月以降、発行はとめます。正確には27年12月22日で発行がとまってしまうわけでございますけれども、ただ、住基カードをそれまでにお取りいただいた方には、取得から10年間は有効でございます。ただ、個人番号カードに切りかわられた方には、そこから住基カードを返却いただきまして、あとは個人番号カードで、いろいろな身分証明書とかにお使いいただくという形、あるいはe-Taxも住基カードもできますし、個人番号カードもできますので、どちらかでやっていただくという形になります。

ただ、住基カードの有効期限、特に公的個人認証が来年1月ぐらいに切れる方は、もしかするとというか、かなりの確率で、個人番号カードがお手元に届くのが1月に届かないと考えられますので、その場合には大変恐縮なんですけど、この10月、11月、12月に住基カードを改めてお取りいただいております。おいたほうが良いということございまして、そういった周知もこれからしてまいりたいと考えております。

それから20ページ目でございますけれども、カードのメリットということで書いてございます。一つは番号を証明する書類。それから公的な身分証。これは広く民間でもお使いいただける。それから多目的カードということで、いろいろな印鑑登録、図書館カード等にもお使いいただけますし、私ども国家公務員の身分証も、来年1月からはこれに切りかわるということございまして、どこの省だというのはジャケットであらわすということになっておまして、そういったものに順次切りかわっていくところでございます。また健康保険証にも、平成30年からこれが切りかわっていくということです。また、行政手続のオンライン申請にも、これまでほとんどe-Taxだけでございましたが、これがもっと広く使われるようになるだろうということで、それから民間のオンライン取引、口座開設、これは民間事業者に開放しておりますので、電子証明書についてお使いいただきたい。また、コンビニ交付ということで、これも広く各段にこれから増えていくということでございます。

次のページでございます。そういったいろいろな多目的に活用される情報ネットワークというのはほんとうに大丈夫なのかということでございますけれども、カードの利用と、また全体のマイナンバーというのは全く違うわけでございますけれども、今度はまたマイ

ナンバーの利用のほうでございます。

マイナンバーの利用につきましては、ここで書いてありますように、一つは赤字で書いてあります、左上、個人番号を用いないということ。それから真ん中下にかけて書いてありますように、中間サーバーというデータが格納される場所は2カ所に集約をして厳重に守るということ。また、ファイアーウォール、侵入対策装置、それからウイルス検知ソフト等を置くということで、非常に厳格に守られているところでございます。

ただ心配なのは、22ページ目、最後のページでございますけれども、こういったネットワーク自体はそうなんでございますけれども、やはり各市町村の既存住基システムのところでは何が起るかということでは懸念をしているところでございます。

特に私どもが緊急対策で今お願いをしておりますのが、この下にありますように、各自治体の既存住基システムの中でインターネットとつながっていくところ、ここからデータが漏れていくことが可能性、危険性があるということで、実際、年金機構では、上部のネットワーク構造の中では厳格に守られているところを、そこからわざわざ取り出して、下部のところではネットとつながっている環境において、そこにファイルを置いて作業をしていたがために、そこから標的型攻撃を受けてデータが流出していったということがございましたので、そういったことがないように、ここに1、2、3と右側に書いておりますけれども、一つは既存住基システムとインターネット間で通信不可能な状態にするということ。もう一つは、不可能な状態にしても、端末を共用化していますと同じことが起きてしまいます。したがって、利用する端末を分けるということ。3点目といたしまして、そういう対策を打っていても、人がわざわざ個人情報を移してインターネット環境でやってしまうと同じことでございますので、こういったことをやらないという3点を、きつくお願いをしております。

現在、インターネット分離を進めておりまして、8月の下旬段階では1割から2割の自治体がつながっている状態でございますけれども、各都道府県にお願いいたしまして、現在、あとわずか数団体というところまで見込みではなっておりますので、10月5日に向けてこれをゼロにするということで、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

【小早川委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、2つの御説明がありましたので、それらについてご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願ひします。どうでしょうか。順番に前のほうからにしましょうか。

地方分権改革の最近の動きというほうではいかがでしょうか。

その中にありましたように、農地転用許可事務に係る指定市町村の指定の基準というのをつくるということを今やっているのですけれど、これに至る過程で、地方分権有識者会議の農地・農村部会でもヒアリングなんかやっています。いろいろな話を聞きました。そのときから一貫して、今まで都道府県でも転用基準を逸脱した運用がされている、市町村でも、今まで農地転用許可の権限はなくても似たような農振法の農用地区域の事務などでいいかげんな運用がされていることがある、だから、いいかげんなことをしない市町村を指定するということが、そのときから言われているんですね。しかし、こういうのもなかなか難しい。逸脱の前科は永久に前科として残るのかとか、そもそも逸脱なのか、いいかげんな運用だったのかどうかということにも争いはあるかもしれないし。なかなか難しいですね。

【渡井委員】 すいません、この転用許可に関しては、農業委員会の役割が重要だと思うんですけども、今度、農業委員会法も改正になって、農業委員の選挙制度がなくなるんだったのでしょうか、ちょっとろ覚えなんですけれども。

【小早川委員長】 ああ、何かそういうことですね。

【渡井委員】 そうですね。そうすると市町村の力が、県も含めてなのかもしれませんが、強くなるのかもしれないという印象はありまして、それによって、不公平感だとか、そういったような弊害というのは、こういうシステムとあわせて、減っていくというような制度ができると考えてよさそうでしょうか。

【小早川委員長】 不公平感というのは、どの辺のあたりが。

【渡井委員】 農地が宅地に転用許可になるというようなパターンが、ちょっと今、想像して申し上げたんですが、やはり農地が宅地になれば、できることが違って来るわけですし、当然、資産価値の点でかなり変わってくるだろうと思うんですけども、それが例えば今までですと、一定の計画を実現するために転用が認められて、実際にはその計画が実現しなかったような例もあるといった報道を見たことがあります。そういったことを防止して、公平な、まさに基準がきちんと運用されればと思うんですけども、それがこの市町村の指定だとか今回の改正全般で、全国一律の基準というのは難しいのかもしれませんが、いかがでしょう。

【小早川委員長】 だから、基準を厳格に適用しているか、違反行為に対して厳格に対処しているか、それがいいかげんだと悪いやつが得をすることになる、ということですかね。

【渡井委員】 指定の基準というのは、大体イメージとしては、どういうことを今、考えられるのでしょうか。指定市町村ですか。

【小早川委員長】 今まで現にかなりの部分は事務処理特例で市町村がやっているわけですね。それを今度は法律に基づく指定ということに切りかえるかという場合には、今までの実績があるわけですから、事務処理特例に基づく事務において間違いがなかったか、いいかげんなことをやっていたのではないかということで、減点方式でいくのが一つでしょうね。

それから、あとは事務処理体制をどこまで見るかということだろうと思いますね。ただそれも、そこはやっぱりなかなか微妙で、分権とはいいいながら、逆にどれだけの経験ある職員をどれだけ配置しているかとか、何かそういう必置規制的なものが逆に出てくるということもあり得ますね。あるいは何か研修を義務付けるとかですね。

【牧原委員】 よろしいですか。提案募集をした自治体に移譲するのかと思っていたんですが、そうではないんですか、この仕組みは。提案募集をしたら最初に提案を手を挙げたというか、提案をした自治体の意味というのは、この手続全体ではどういうことなんですか。

【小早川委員長】 提案募集一般の話ですよ。基本的には、みんなのために提案する。

【牧原委員】 みんなのために提案する。

【小早川委員長】 他の人は黙っているけど、「私はこのことに気がついた」とか「私はこれは我慢できない」という人が提案をして、その提案がなるほどということであれば全国一律の制度改正がされるという、そっちのほうが、どっちかといえば基本だと思います。

検討の過程で手挙げ方式という言葉を使っていたのは、誰かが手を挙げて「少なくとも自分だけはやってくれ」という、特区にやや似た話ですが、そういうこともイメージされていたのです。農地転用の関係では、結果的には、手挙げ方式が指定方式というふうな形になって出てきたわけです。

【牧原委員】 ああ。最初に手を挙げたというか、提案をした自治体は、やはり指定される可能性は高いというか、そういうことになっているのでしょうか。

【小早川委員長】 いや、それは、指定基準の中にそういうものを入れるかですね、「何か積極性が見られた」とか。

【牧原委員】 提案したのに自分は指定されないということが起こり得るという全体手続ですね。

【小早川委員長】 それはあり得るんじゃないですかね。

【牧原委員】 ああ、なるほど。

そうだとすると、今、いろいろ提案のために工夫をしている自治体も多々見られるという話も聞いたことがありますけど、これはそういう自治体というのは、やはり非常に勉強熱心であるということになる。フリーライダーは出ないということなんですね。そういうことは想定していないというか。

【小早川委員長】 いや、フリーライダーは出てくると思います。ただ、農地転用許可の件は、提案で始まっているわけではないんですよ。

【牧原委員】 ああ、そうなんですね。

【宮地大臣官房審議官】 もともとの懸案のものなので。

【牧原委員】 ああ、なるほど、そういうことか。

【浦上行政企画官】 提案あったかもしれませんが、基本的には問題を設定して、まずこれを一点突破といいますか、ここの部分を問題なので検討しましょうという形になっているはずです。

【小早川委員長】 結果的に手挙げ方式に似た格好の措置がとられた、農地転用許可の事務・権限移譲に関して。

【牧原委員】 そうなんですね。なるほど。

【小早川委員長】 もう一つの、その前に取り上げられた自家用有償旅客運送のほうはどうでしたかね。

【浦上行政企画官】 提案募集ではないです。

【牧原委員】 ああ、そういうことですね。

【小早川委員長】 雰囲気としては、こっちのほうはやや、全国一斉にではなくて、特定の自治体が頑張っているところはあると思いますけどね。

【牧原委員】 ああ、やっぱりそういうことなんですね。この提案募集方式の場合は、基本は提案した自治体が、自治体を中心にやっぱり移譲されていくというイメージ。それとも、もう提案募集方式というのは、これが通れば、もう全国の自治体に移譲されていくという。

【小早川委員長】 そこは、申出の形式は区別されていない。申出を受けた内閣府の分権室とかのほうで関係府省と折衝しているうちに、処理の方式として、一律の事務・権限移譲とするか、個別に対応するかという話になっていき、後者であれば結果的に手挙げ方

式になるんだけど、最初は提案であって、手挙げではないということですね。

【浦上行政企画官】 先生がおっしゃるとおり、少し混乱があって、制度を提案する提案募集方式と手挙げ方式がイコールのような形になっているんですけど、基本的には別物でして、制度を提案するのが提案募集方式で、その中で一律にやるのか、それとも個別の市町村だけやるのか、というのが手挙げ方式というような整理をしています。

【牧原委員】 なるほど、そういうことですか。じゃあ手挙げ方式というのは、例えば7ページの自家用有償旅客運送の登録等にかかわる事務・権限みたいに、分権一括法で移譲するということが決まっているものについて、指定を申し出たというか、手を挙げた自治体について一定の基準で審査したので、その審査を通った自治体に移譲するという、こういうことでいいわけですね。

【浦上行政企画官】 はい、そういう方式をとったという。

【牧原委員】 わかりました。

【小早川委員長】 だから、最初の提案の段階から「うちだけやってください」というのは予想していないんだね。いろいろ今、整理されてきましたけれども。

【牧原委員】 そうですね。わかりました。

【小早川委員長】 その関係で、まさにこの委員会にかかわるかもしれない話なんですけど、皆さんどうお考えになるか。旅客運送でも農地転用でもいいんですけど、この市町村の指定というのが関与だとすると、指定されなかった市町村がこの委員会に来ることがあり得るか。

【渡井委員】 個人として申請はできないということを考えると、やはりこれは固有の地位でという見方ならば、あれですよ、ここの話になりそうな気がしますけれども。

【小早川委員長】 固有の資格での「指定する、しない」の関係ではあるんですよ。

【渡井委員】 そうですね。

【小早川委員長】 それで、旅客運送のほうが先行しているものだから、そこの議論はどうだったのだろうかと思っているんですけど、何か事務局のほうでご存じですか。

【境行政課長】 旅客運送のほうについては、これは規定を見ていただきますと、7ページのところにあるんですけども、もともと指定というのが、指定の前の段階、すなわち指定に係る申請というものについては道路運送法令上には規定がなくて、それで国土交通大臣が指定をするということだけが施行令に書かれていると。

現実には、しかし運用については、右側の箱の真ん中のところにありますけれども、指定

に関する取り扱いについてという通知、この通知で申出によって指定はするんですよということは書いてありますが、これは法令上の地方公共団体の権限というか、法令に定められた手続という形にはなっていないということですので、一般的に考えますと、法令上に規定がないとなると、国の不作為について審査を申し出るという形はなかなか難しいのではないかとということで、基本的には法令に基づく審査あるいは協議の申出について不作為があった場合に係争処理委員会に審査を申し出ることができるかと考えると、なかなか通知レベルで事実上やっているものについては難しいのかなということで、今回のこの市町村の指定については、まだその手続のところはどうなるのかというのがわかりませんので、まだ現段階では何とも申し上げられませんが、そのあたりの規定の状況を見て、今、委員長がおっしゃったような話が決まってくるのかなとは考えております。

【牛尾委員】 一つ質問してよろしいでしょうか。指定という一つの言葉で、例えば農地の場合と、それから自家用有償旅客運送の場合、指定の意味する内容というのは同じなのでしょうか、それとも違うのでしょうか。

【境行政課長】 基本的には、例えば係争処理委員会の審査の対象になるかどうかという観点からいきますと、指定それ自体というよりは、処分その他公権力の行使に当たるかどうかということで判断されるということになりますので、その指定の中身を見て、要するに一定の行政目的を実現するために具体的かつ個別にかかわる、そういう公権力の行使かどうかということ、個別の内容を見た上で、判断していくということになるかと思えます。

【牛尾委員】 そうなるわけですね。

【境行政課長】 はい。

【牛尾委員】 ということは、指定という言葉の意味するものが、おのおの違ってくるということですかね。

【境行政課長】 いや、それは中身を見て判断ということです。

【牛尾委員】 そうすると、その判断の基準というのはどうなるのでしょうか。

【境行政課長】 そこが、ですから個別かつ具体的で公権力の行使に当たるかどうかということ判断すると。

【渡井委員】 指定の拒否が処分であるとは言い切れないということで、そうかもしれないし、そうでないかもしれないんですよ。

【境行政課長】 そこは、ですからその指定が、まさに申出なり申請の手続があって、

それについてこういう基準で指定をしますよということが全て体系として整理されていれば、そこは不作為の場合に、いや、おかしいじゃないかみたいな話になるわけですが、そうではなくて、指定というのは、ある意味、大臣が、一定の内規はあるにせよ、こういう形で指定しますよということだとすると、地方公共団体のほうは、なかなかそれについて、不作為についてはなかなか申し出るのが難しいかなと。

逆に、しかし1回指定されたものが取り消されるとかいう話になれば、一般的には公権力の行使なので、これについては、取り消されたのはひどいじゃないかみたいな話は、審査の対象になってくると考えるのが普通かなとは思いますが。

【牧原委員】　ただ、4次分権一括法では希望する市町村に移譲と定められていて、これが法律や施行令では希望するという手続を一切記載せず、通知で記載するという、こういう法律の書き方というのは、これは要するに総務省からみて問題があるということにはならないのでしょうか。

つまり、多分、協議か何かがここであったと思うのですが、そのときには、各省の裁量でという感じなんではないでしょうか。

【境行政課長】　分権について、その趣旨をどの程度、各法令において徹底するのかというのは、各所管省庁がそれぞれ所管法令の立場からの御判断もありますので、個別に必ずそういうことにしないといけないと私たちのほうが申し上げる立場にはありませんが、分権で移譲されるということの趣旨を踏まえて、各所管省庁でやっぱり判断してくださいということになるのかなと思います。

【牧原委員】　なるほど、そうですか。

【小早川委員長】　この旅客運送のほうは、私、直接タッチしていないから知りませんが、牧原さんが言っておられるのは、希望するという言葉が使われていることに関してですね。これは、前提としては、これまで国の事務・権限だったものを都道府県に渡すかという話があって、いや、それなら都道府県じゃなくて市町村に渡すかということも問題になる、そこで、どっちに移譲するかということ判断しなければならない。その場合の基準として、市町村が希望しているか、していないかということで仕分けているわけでしょう。だから、法的な意味で、この「希望する市町村」が何か「申請する権利」を認められているかどうかというのとは、またちょっと違うんじゃないんですかね。

農地転用のほうは、原則、都道府県に一定の許可権限があって、それを市町村に移すか移さないかという話なので、今の「どちらに移譲するか」というのとは、問題の出方がち

よっと違いますよね。

でも、どっちも、希望する市町村にできるだけ移譲しようという方向の政策だったことは確かなのでして、それを、先ほど課長が言われたように、申請の規定がないから、市町村は与えられたらもらうだけで、与えられないからといって何も文句は言えないという解釈になるのかどうかですね。

【牧原委員】 実際にもしこの件で、指定されなかった市町村から一定の係争処理委員会に申出というのがあった場合に、その要件のところで審査しないという形になるんでしょうか。それとも、やはり審議に入った後、これは要件に当たらないという形で、そういうこちらから出すんでしょうか。

【小早川委員長】 そこは先ほど言われたように、関与に当たるかどうか、で。

【境行政課長】 そうですね。まだ手続のところは定められていないものですから、まだ今の段階では何とも言えませんが。

【牧原委員】 その関与に当たるかどうかを判断するのはどこなんでしょうか。つまりそういう申出があったとしたときに。事務的に判断して、委員会は立ち入らないということですか。

【小早川委員長】 それは、新潟のケースが。

【宮地大臣官房審議官】 新潟の場合も入口のところで、たしかあれ、却下という形でしたか、これは関与に当たらないという形だったと思いますけれども。

【牧原委員】 ただ、それは何かで議論した上でそうしたんですよね、たしか。

【宮地大臣官房審議官】 委員会を開いていただいて。

【牧原委員】 開きましたよね。だから、来れば委員会は開くことになるわけですね、それは。

【小早川委員長】 あのとときの処理は、委員会の、何か決定があったんですか。

【宮地大臣官房審議官】 委員会を開いています。結局、不作為の場合ですと、この審査の対象になりますのが、行政庁が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの国の関与のうち、許可その他の処分、その他公権力の行使に当たるものをすべきにかかわらず、これをしないことをいうという定義になっていますので、それに当たるかどうかというところを見ていただくことになろうかと思えます。

【野路係争処理専門官】 新潟県の審査申出に関する委員会は、平成21年の12月1日と同21年12月21日に開催しております。

【宮地大臣官房審議官】 2回やっているんですね。その上で却下。

【野路係争処理専門官】 はい。

【小早川委員長】 今の問題については、申請の仕組みがあるかないかということと、それからもう一つは、さっき言われたように、申請がないとしても、3号の「具体的かつ個別적인に関わる行為」に当たるかどうか、ですね。事実上希望しているのに、それに対してあげませんよと言われたとして、それは、通知も何もしないのであれば関与に当たる行為はないということになるけど、何か通知ぐらいするんでしょう。それが、申請に対する拒否回答とはならなくても、やっぱり関与だということになる可能性はありますよね。

【渡井委員】 指定をしたときは公示になっていますね。

【小早川委員長】 架空事例を考えれば、希望もしていないのに指定されちゃったというので、それは嫌だということもあり得るよね。これは多分、審査の申出の対象になるんじゃないですかね。

【渡井委員】 そうですね。

【牧原委員】 例えばですけど、自治体内部で意見が割れていて、ある一方がそういう指定の申請をして、指定が出たけど、反対派が指定されては困るということになったという場合ですね。

【小早川委員長】 うち是指定基準には当たらないのに、という。

【牧原委員】 じゃあこの話というのは、いろいろな意味で、この委員会とも関係し得るということですね。

【渡井委員】 そうですね。

【小早川委員長】 さらによく考えてみましょう。

他に、1のほうについては何か。

【牛尾委員】 質問よろしいでしょうか。9ページと10ページのところですが、重点事項ということで、10ページのほうに重点事項に関するメルクマールという部分が出ておりまして、こちらのほうは事務局でないのでお答えいただけるかどうかわからないですけども、これまでの地方分権改革の取り組みを加速・強化するもの。②と③、④の部分、地方創生以外の部分で、あまりにもアバウトなので、具体的に幾つかの事例だけ、こんなのですというのを具体的にお聞かせ願えれば幸いです。

【境行政課長】 ②の категорияは、これまで例えば一定の改正があったんだけど、さらにもう少しやっぺいこう、例えば4次一括法で病院の開設許可を指定都市に移譲いた

しましたが、病院だけなので、診療所についてもやったらどうかとかですね。こういうのは、まさにこれまでの取り組みを加速するようなものですし、あるいは介護の関係だとか訪問看護の関係とかで、より地域に権限を移譲していきましょうというようなものが入っております。

それから③のところでは、かなり専門的なもの、例えば漁業関連事務の手続の簡素化ですとか、あるいは施設入所の児童に係る予防接種の保護者同意要件の緩和だとか、生活保護事務に関する規制緩和ですとか、かなり専門的な観点からの検討が必要なもの、高圧ガス保安法における申請の手続の適正化、計量法に規定する検査期間の延長とか、こういうようなものが入っているということでございます。

【小早川委員長】 そうですね、②のほうは、どっちかという、ぜひこれはやるべきだという話ですよ。③のほうは、中身の判断そのものが、事務局だけでは所管省の専門家に押し切れちゃうから、少し法律家も入れて議論しよう、そのようにいうと表現が適切じゃないかもしれませんが。そんな意味でちょっと性質が違うのかもしれませんがね。

いずれにせよ、重点事項でなくても事務的に一生懸命やるわけです。だから、この9ページの334件のうちの、色の濃い重点事項の部分と色の薄い部分の計241件、これは、とにかく実現に向けて一生懸命やるという意味では同じなんですよね。そのうちで重点事項に振り分けるメルクマールがどうかということで、今のように複数の観点があるんじゃないか。

ほかにいかがでしょうか。よろしければ、もう一つの、社会保障・税番号のほうはいかがですか。

【渡井委員】 すいません、ほんとうに素朴な疑問なんですけど、このシステムが仮にもっと前からあったならば、すごく問題になったような消えた年金だとか、ああいった話は防げたものだったと考えてよろしいでしょうか。それとも、やはりそういったことは今後もしリスクとしては残っているのかというあたりは、お教えいただけますでしょうか。

【篠原住民制度課長】 やはり消えた年金問題が一番象徴的な事象として捉えられておりました。基礎年金番号、付くは付いたんですけども、結局その人の例えば最新の基本4情報と紐付けられていなかったということで、それが転居された場合に、本来は社会保険事務所等に届け出なければいけなかったんですが、それがなされていないとどこに行かれたかわからないということ。それと基礎年金番号は二十歳以上の方しか原則つかないということがありまして、また、入籍をされたりとか転職されたりしたときに健保組合が変

わっていきますので、そこの引き継ぎも誤りが生じてくるといった問題がございます。場合によっては二重付番とかといったこともあったと。

今回の場合は、マイナンバー、生まれたときからつくということでございまして、それが生涯、原則は変更なしで、もし何か事故があった場合も変更はされますが、それも変更情報も紐付けますので、それは最新の住所情報と常に紐付いているということで、ある意味では、どういう生活されても、それがなくなることはないということで、ご自身も申告される、たびたび番号を使われますので、ご自身も認識をされておられるということもあって、非常になくなりにくいということで、そういう意味では、もしこれが当初からこの番号ということであれば、そういった問題は生じなかった。生じなかったが言い過ぎということであれば、格段にそういった問題になるケースは減っていたであろうと言われていきます。

【渡井委員】 ありがとうございます。

【牛尾委員】 素朴な質問でよろしいでしょうか。すごく素朴ですが、刑務所に入っている人は、これはどうなるのですか。受刑者とか。

【篠原住民制度課長】 そこは実際、論点の一つでございまして、そうはいっても、刑務所におられた方も、生まれたころから刑務所におられるわけではないですね。どこかで住民票は持っているはずなんです。ですから住民票上の住所はあるはず。実はこの住所という概念の中で、通常はご家族とかおられた場合に、例えば懲役5年とか6年とかなられても、家族のもとに住所はあるという、そういった形の扱いをしております。ただ、無期懲役になると刑務所に住所があるという実例もあるわけでございますけれども、いずれにしても、どこかに住所はあるという判断を私どもはしております、そこの所在の市区町村において住民票があり、住民票コードがあり、そこにマイナンバーがつくという仕組みでございます。

今度は違うフェーズとして、この通知カードが届くかという問題がございます。あるいは個人番号カードが申請できるかという問題がございます。通知カードは住民票上の住所に行くということでございますので、刑務所に入っておられる入監者の方のご家族のところに届くことになりまして、そこは世帯で保管をいただくことになろうかと思えます。

通知カードがどうしても取れないといった方は、やむを得ざる事情ということで、居所登録の対象になり得る場合もあるかもしれません。その場合には、刑務所の方の責任者の方と市区町村とお話しただいて、どうしても通知カードが要ることになります。

ばなりますが、通常は刑務所において生活を営む上で、カード、番号が必要になる場合はほとんどないだろうと考えます。

そういった方は、実際に出られた後に、もしお一人暮らしで、なかったという場合には、再申請いただければ、マイナンバー付いておりますので、そこで手元に入るということでございますし、ただ、1点言われていますのは、出たときに身元証明、身分証明がないこと自体が、就職、次の社会復帰に問題があるということを言われている場合もございます。そういった場合には、何とか個人番号カードが申請できるように、入所されているときから、そういったものはやはり先ほど申し上げた市区町村と刑務所のほうでお話し合いをいただいて、何とかカードが取得できるように手助けもいるのかなと考えております。

【牛尾委員】 ありがとうございます。

【牧原委員】 5ページですけれども、地方公共団体が条例で、マイナンバーにいろいろな自治体の事務をかぶせていくというんでしょうか、これは条例で自律的に定めるということで、特に問題は生じないということなんですか。ちょっとイメージがわからないので。

【篠原住民制度課長】 自治体も、社会保障、税、災害対策の事務、たくさんやっておられます。特に問題になりますのが上乗せ・横出しされている場合で、同じような要件で、例えば自治体が独自に上乗せで1万円プラスして出しているという場合は、ほとんど同じ要件なんですけれども、こちら条例に基づく事務となりますと、法律で定められた部分については添付書類が省略できるのに、独自の部分だけはできないといったことなど、相変わらず書類を出してくれということになりますと、マイナンバーの意味もかなり減じてしまいますので、そういったこともあって、上乗せ・横出し等を中心に、そういったことも条例でできるという形にしたいと思っております。

ただ、それに何が上乗せ・横出しかというところ非常に難しいところがございますので、そうなりますと、やはりここは自治体を信頼するという意味も含めまして、条例で制定することになりますと、やはり議会のチェックもかかります。そういったことで、何かこの社会保障・税の単独事務で、番号に利用できる事務かと。もともと市町村長が発行するマイナンバーでもございますので、そこは御自身で判断いただいて、条例という中でそういったものを活用いただくといったことが適当ではないかということで、そういった規定が番号法に設けられているところでございます。

ただ、情報提供ネットワークシステムで情報連携をするといった規定について、これは

特定個人情報委員会が定めるわけでございますけれども、ちょっと技術的な理由もあるんですが、当面、市町村間でやりとりをする条例による独自事務というのは、番号法の別表第2というところに情報連携の事務が法定されているわけですが、それに類するというか、その情報を使ってできるもののみできるということで、いわゆる上乗せ部分、あるいは横出し部分ということで、その範囲内でできるものにとりあえずは限ると、こういう形の運用をするようにということです。

【牧原委員】 としますと、この委員会と関係しそうなという点で言うと、今の条例制定にかかわる、あるいは連携とかネットワークの運用にかかわることで、何か国というか、何がしかの自治体外の機関から、一定の拒否の何かそういう処分が何なり出るといふ、そういうことがあり得るといふことですか。それは特になんかということでしょうか。

【篠原住民制度課長】 それは地方と国との関係という意味ですかね。

【牧原委員】 ええ。

【篠原住民制度課長】 自治体が条例で制定しようとして、それはできないとかいったことを国が判断するといったことは、それは理屈上はあり得るかなと思います。例えば医療事務など、まだ厚労省のほうは、マイナンバーと違う番号によってそれを連携させようとしております。そういった場合に、例えば自治体のほうでマイナンバー等を活用して情報連携等もやりたいといったことで、この中でやるということを条例で定めたというときに、厚生労働省のほうは、それは国の方針と違うから、それはやめてくれということを使うということはあるかもしれませんが、ただ、条例を制定するなという権限は国になんかいないものから、そういったときには、例えばそれに基づいて何らかの処分をしたということが、国の関与にかかわるところとの関係で出てきた場合に、それは国がそれをそういう条例の制定を根拠とするものだから拒否をするといったことで出てくるかもしれませんが、それは理屈としてはあり得るかなと思います。

【小早川委員長】 その条例の違法の問題は、生ずることは生ずるんですね。

【篠原住民制度課長】 法令の範囲内ということで、もともと自治法上でございますので、そういう意味では、そこを争うということはあるかもしれませんが、そもそもいけばですね。

ただ、私どもの解釈としては、もう番号法の9条2項のほうで、社会保障、税、防災、その他これらに類する事務という形で、かなり広くとってございます。法律上ですね。ということになりますと、これらに類するというのがかなり幅広にとっておりますので、そ

こを突かれますと、これは入らないということがなかなか言いづらいのではないかなと思っております。

【小早川委員長】 ただ、今、御説明の中にあつたその話ですね、伺つたところでは、厚生労働省がこれこれの事務はマイナンバーには乗せないとの方針をとつていて法律でやっているとありますが、そうだとすると、それと違うことを条例でやっているとありますが、ということがありますよね。国が保護しようとしている個人情報の保護を薄くすることになると、どうなのか。

【篠原住民制度課長】 その衝突場面も出てくるかもしれません。番号法9条2項の解釈はかなり広いんですけれども、一方では条例制定の範囲ということで、自治法14条の規定等から、法律の範囲をはみ出しているのではないかと。そもそものもととなる法律のほうとの関係において、それを言われた場合に、そこはあり得るとは思います。

先ほどの医療の例、ちょっと出しましたけれども、実は医療については、そうはいつでも地域医療がかなり進んでおりますので、おそらくそういったコンフリクトは生じないだろうと思つておまして、国は国でやりますけれども、自治体がもう既に進んでいる中で条例利用をやるということは、何となく無効にしている感じはございますので、そういったことは実際には起こり得ないかと思つています。

【小早川委員長】 そのような問題は、個人情報保護委員会の権限はあるんですか。

【篠原住民制度課長】 特定個人情報委員会は、個人情報の取り扱いといったところの規定はありますけれども、これは国の訴訟にかかわることだとか、そういったことの判断までは入らないので、その取り扱い自体が個人情報の侵害事例に当たるといったことになりまして、委員会から勧告、命令等がありまして、それに従わない場合の、あとは命令までですね、従わない場合には、その機関に対する罰則というものもあるんですが、自治体に対する罰則というのはちょっと考えられないのであれなんですけれども、そこに対する関与というのはあり得るということですので、そこでコンフリクトが生じる可能性はあるかもしれないです。

【小早川委員長】 別のことですが、説明伺つていて、個人番号カードそのものは、まだ任意ですよ。

【篠原住民制度課長】 はい。

【小早川委員長】 だけど、御説明の中に、国家公務員の身分証をこれに乗せるとか、健康保険証にこれを使うとかいうことになると、それぞれ雇用者が、このカードを持ちな

さいという、そういう関係が出てくるということですかね。

【篠原住民制度課長】 それを促すということはあると思いますが、法律上はあくまで任意ですので、それに対して強制はできないということだと考えています。

【小早川委員長】 健康保険組合が、もう自前の健康保険証はやめます、皆さん、これ申請してくださいということは。

【篠原住民制度課長】 そこは何らかの法令上の強制をもってやられるとすれば、そちらのほうの根拠でそうなるのかなと思います。番号法自体については申請によりということになっておりますので、そこで強制という形ではないですが、事実上、就業規則とか、こういった形の何らかのところの中で決められると、その中での領域でのお話になるのかなとは思っています。

実際には健康保険証などは、医師会等は、2つ使いになるだろうと。つまり、すぐに個人番号カードが広まるわけではないので、個人番号カード対応のものと、相変わらず紙製か、あるいは紙製に医療等IDを印字をしたものを渡して、両方使えるような仕組みにしたいと考えておりますので、こと健康保険証に関しては、おそらく医師会の姿勢もありますから、これに一元化されるということにはならないだろうと思います。

【小早川委員長】 国家公務員の公務員身分証の場合はどうなんですか。

【篠原住民制度課長】 国家公務員の場合は、特段法令上でそれを縛るところまではいっていませんで、皆さん取りましようということで、何が困るかといいますと、結局、霞が関のゲートに入るときのICチップの反応ですけれども、それが個人番号カードに一元化されますので、それを持たれない方は毎回いちいち書いて入らなきゃいけないという、そういう不都合が生じるという形だと思います。

【牛尾委員】 また素朴な質問ですが、有効期間10年。10年の根拠は何なのですか。

【篠原住民制度課長】 10年は、もとにしましたのはパスポートでございまして、住基カードも10年なんですけれども、今回は、実は二十歳未満は5年になっております。というのは、やはり容姿の変貌が著しいであろうということで、これはパスポートのほうも二十歳未満は5年になっておりますので、そういった形にいたしております。成人になれば10年ぐらいはおそらくもつであろうという形で考えておりまして、今の住基カードもそれで運用しておりますので、それを踏襲したという形でございます。

【牛尾委員】 有効期限が切れて、切りかえのときは、最初の交付のときは無償と書いて

てありますけど、次の場合は有償になる。あるいは住所の変更で、これ、エングレーブですよ、ということは、住所変更したら、これは作り直さなければいけないということですか。

【篠原住民制度課長】 前者の御質問につきましては、1,000万枚と来年度の500万枚まではとりあえず予算措置があるということで、その後は未決着でございます。

ただ、私どもとしては初回交付ぐらいは、これは自民党も言っておりますので、そこは当然無料ですよという話で持っていきたいと思っておりますし、その後もそうしたいと思っておりますが、ただ諸外国で見ますと、結構身分証を取るのに数千円かけて取っているのが普通だったりしております。もともとICチップのカードというのはそれぐらいかかるものでございまして、そういった可能性、特に個人番号カードが有用性を増してきますと、お金を払ってでも取りたいという方も増えてくるということも想定をされます。財務としてはなるだけ国費は出たくないということもありますので、それは毎年の闘いになってくるんだろうと思います。

それから、例えば氏名が変更された、結婚された、住所が変更されたという場合でございますが、14ページ目の表面を御覧いただきますと、変更事項記載領域が右下に4行ついでございます。ここにとりあえずは、例えば住所の変更をした場合、これは運転免許証なんかも同じでございますけど、大体裏面についていますが、ここにお書きいただくと。書いていただいて、市町村長が職印を押しますので、それが証明事項になります。4行がいっぱいになりますと、いっぱいになったということで、その場合には無料で再交付申請ができます。

ただ、ご自身のご都合で、結婚して姓が変わったのに、こちらの変更のところで書くのはちょっと格好悪いとか、あるいはご自身で自分の責任でなくしちゃったという場合には、再交付のときに有料となりまして、個人番号カードは1,000円、実費でございますが、取らせていただくと。通知カードを自己の責めでなくされた場合には、500円ということで実費を頂くということにしております。

【牛尾委員】 ありがとうございます。

【小早川委員長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、いろいろ面白い議論ができましたけれど、この辺で本日の委員会を終了させていただきたいと思っております。本日の委員会の議事要旨及び議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、会議資料とともに公表したいと存じますので、よろしくお

願いたします。

それでは、本日の委員会は、これを持ちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。